

事務連絡
令和2年4月20日

介護サービス事業所 管理者 様

金沢市福祉局介護保険課長

本市における新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（依頼）

日頃より、本市の介護保険制度の実施にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて、厚生労働省老健局老人保健課からの事務連絡に基づき、本市の取扱いは次のとおりとしますので、適切な対応をしていただきますようお願い申し上げます。

1. 更新申請の取扱い

すべての更新申請について、以下の要件のいずれかに該当する被保険者を対象として、本人または家族の同意を得た上で、現在（更新前）の介護度と同じ介護度を認定有効期間満了日の翌日より12ヶ月（現在の有効期間が6ヶ月の場合は6ヶ月）延長いたします。

要件1：被保険者本人が入所または入院している介護施設や有料老人ホーム、医療機関等において、新型コロナウイルス感染症対策のため、入所者などとの面会を禁止する等の措置がとられ、当該被保険者への認定調査が困難な状況であること

要件2：新型コロナウイルス感染症対策のため、被保険者本人と面会できず、認定調査が困難な状況であること

要件3：医療機関に主治医意見書の作成を相談した上で、新型コロナウイルス感染症対策のため、受診（作成）ができないことにより、主治医意見書の提出が困難であること

2. 新規申請・区分変更申請の取扱い

新規申請・区分変更申請につきましては、臨時的な取扱いの対象にはなりません。認定調査に従事する際の感染防止策を徹底し、認定調査の実施をお願いします。

面会が禁止されている、または面会ができない場合については、認定決定が遅れる可能性があることをご理解いただいた上で、一旦調査を保留し、日程の再調整をしてください。

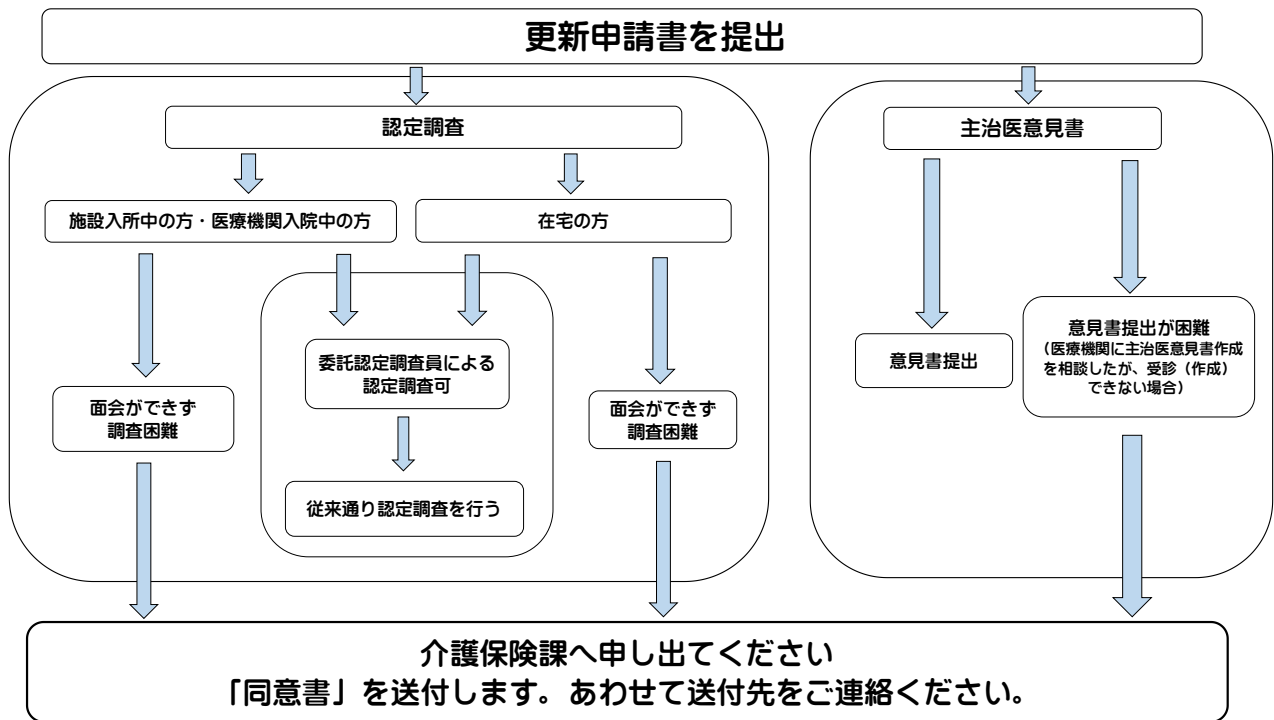
〒920-8577
金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市介護保険課
担当：認定係
TEL：076-220-2264

(次ページあり)

臨時的な取扱いを適用する場合

以下のフロー図を参考に、介護保険課へ申し出てください。

要介護（要支援）認定・更新認定申請書の提出時に、窓口にて臨時的な取扱いを申し出ることができます。



※認定調査の実施または主治医意見書の提出が困難となり、臨時的な取扱いを実施する場合は、被保険者本人または家族に、現在（更新前）の介護度と同じ介護度を延長する旨を説明していただきますようお願いいたします。

※前回認定時から状態に変化があるかどうかの確認をお願いします。臨時的な取扱いについて、同意を得られた場合のみ、実施の申し出をしてください。

留意点

※既に更新申請手続が行われている方についても同様の取扱いといたします。

※臨時的な取扱い実施後に状態に変化があった場合は、区分変更申請をしていただくことが可能ですが、区分変更申請は臨時的な取扱いの対象とはなりません。

認定調査の依頼について

※要介護（要支援）認定・更新認定申請書の提出時点で臨時的な取扱いを実施すると判断した場合は、認定調査の依頼は行いません。

※認定調査を依頼後に臨時的な取扱いを実施する場合は、送付した認定調査票の返却をお願いいたします。

主治医意見書について

※臨時的な取扱いを実施する場合、主治医意見書の依頼は不要です。

※既に主治医意見書を依頼済の場合は、医療機関へ取下げの連絡をお願いいたします。

※既に主治医意見書が記載済の場合は、医療機関へ作成料の支払いが必要になりますので、主治医意見書を介護保険課へ提出してください。